

総合的な駐車対策のあり方検討会設置要綱

(制定) 令和3年7月30日付 3都市基交第414号

(改正) 令和4年3月18日付 3都市基交第1073号

(目的)

第一条 総合的な駐車対策のあり方を検討するに当たり、学識経験者等の専門的意見を反映させるため、総合的な駐車対策のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 検討会は、次に掲げる事務を掌握する。

- 1 駐車場施策の検討・調査に関する事項
- 2 その他検討会の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第三条 検討会は、別紙に掲げる委員（座長、アドバイザーを含む。）により構成する。

(座長)

第四条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、検討会を招集し、議事を総理する。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 4 前条の規定のほか、座長が必要と認める者を委員に指名することができる。
- 5 座長に事故がある場合は、座長が指定する者がその職務を代理する。

(会議の公開)

第五条 検討会及び検討会の資料は、公開とする。ただし、座長が不相当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第六条 検討会の事務局は、都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(補則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

「総合的な駐車対策のあり方検討会」委員名簿

座長	岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科	特任教授
委員	伊藤 香織	東京理科大学理工学部建築学科	教授
委員	野澤 千絵	明治大学政治経済学部政治学科、地域行政学科	教授
委員	都民安全推進本部	治安対策担当部長	
委員	都民安全推進本部	総合推進部 渋滞対策担当課長	
委員	都民安全推進本部	総合推進部 違法駐車対策担当課長	
委員	都市整備局	都市づくり政策部長	
委員	都市整備局	都市づくり部 政策調整担当課長	
委員	都市整備局	都市基盤部長	
委員	都市整備局	交通政策担当部長	
委員	都市整備局	都市基盤部 交通計画調整担当課長	
委員	都市整備局	都市基盤部 交通プロジェクト担当課長	
委員	都市整備局	市街地建築部長	
委員	都市整備局	市街地建築部 建築企画課長	
委員	環境局	環境改善部長	
委員	環境局	環境改善部 自動車環境課長	
委員	環境局	地球環境エネルギー部 ZEV推進担当課長	
委員	建設局	道路管理部長	
委員	建設局	道路保全担当部長	
委員	建設局	道路管理部 管理課長	
委員	建設局	道路管理部 監察指導課長	
委員	警視庁	交通部 交通規制課長	
委員	警視庁	交通部 駐車対策課長	
オブザーバー	国土交通省	都市局 街路交通施設課	街路交通施設安全対策官
オブザーバー	渋谷区	都市整備部、土木部	